

# 北杜市社会教育施設利用料金一覧表

(単位：円)

名称	利用区分 部屋名	午前	午後	夜	全日
		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	午前9時から午後 10時まで
北杜市明野総合会館	大会議室 (多目的ホール)	1,010	1,340	1,340	3,690
	中会議室 2階	220	290	290	800
	農事研修室兼小会議室 2階A	150	210	210	570
	農事研修室兼小会議室 2階B	150	210	210	570
	遊戯室 2階C	220	290	290	800
	料理実習室	220	290	290	800
	機能回復訓練室	180	250	250	680
	多目的ホールステージのみ	290	390	390	1,070
北杜市須玉農村総合交 流ターミナル	会議室①	350	460	460	1,270
	会議室②	410	550	550	1,510
	農業研修室	350	460	460	1,270
	和室会議室 (12畳の場合)	100	140	140	380
	和室会議室 (15畳の場合)	130	170	170	470
	和室会議室 (全室の場合)	240	330	330	900
	木工・クラフト研修室	410	550	550	1,510
	調理実習室	410	550	550	1,510
	陶芸室	410	550	550	1,510
	展示室	350	470	470	1,290
北杜市高根町農村環境 改善センター	和室大会議室	60	80	80	220
	和室小会議室	20	30	30	80
	多目的ホール	360	480	480	1,320
	洋室会議室1	70	90	90	250
	洋室会議室2	60	90	90	240
	料理実習室	70	90	90	250
	行政相談室	40	60	60	160
	ロビー	70	100	100	270
多目的ホールステージのみ	80	110	110	300	
北杜市長坂町農村環境 改善センター	和室	140	190	190	520
	料理実習室	170	230	230	630
	生活研修室	140	190	190	520
	講座室	160	230	230	620
	農事研修室	120	170	170	460
	大会議室	140	190	190	520
	視聴覚室	210	280	280	770
	小会議室	120	170	170	460

北杜市大泉総合会館	大ホール	1,460	1,950	1,950	5,360
	会議室1	240	330	330	900
	会議室2	120	160	160	440
	会議室3	170	240	240	650
	調理室	240	330	330	900
	集会室	380	500	500	1,380
	集会室ステージ	120	160	160	440
	会議室4	340	450	450	1,240
	会議室5	230	310	310	850
	大ホールステージのみ	310	420	420	1,150
	控室	90	120	120	330
	いずみ木然館	260	350	350	960
	陶芸室	100	130	130	360
北杜市いずみふれあい農業体験の家	農業体験の家	100	140	140	380
北杜市生涯学習センターこぶちさわ	ホール	2,140	2,870	2,870	7,880
	会議室1	330	420	420	1,170
	会議室2	270	370	370	1,010
	軽運動場	730	970	970	2,670
	文化伝習室	410	550	550	1,510
	視聴覚室	470	620	620	1,710
	調理実習室	410	550	550	1,510
	和室	330	420	420	1,170
	茶室	150	210	210	570
	研修室	410	550	550	1,510
	ホールステージのみ	300	410	410	1,120
小淵沢町高齢者健康づくりの家	陶芸室	400	530	530	1,460
北杜市白州総合会館	ホール	920	1,230	1,230	3,380
	1階和室	150	220	220	590
	2階大会議室	230	310	310	850
	2階小会議室	170	240	240	650
	住民相談室兼応接室	100	140	140	380
	談話室	100	140	140	380
	ホールステージのみ	210	270	270	750
北杜市甲斐駒センターせせらぎ	多目的ホール	3,170	4,230	4,230	11,630
	第1会議室	300	400	400	1,100
	第2会議室	300	400	400	1,100
	第3会議室	300	400	400	1,100
	第4会議室	300	400	400	1,100
	多目的ホールステージのみ	640	850	850	2,340

## 備考

1 上記使用料は、市内に住所を有する者、市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が行う事業、荒川区民並びに羽村市民が使用する場合は料金とし、それ以外の者が使用する場合は、上記使用料の倍額とする。

2 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額に、次の各号に定める金額を加えた額とする。

(1) 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が500円以上3,000円未満のときは使用料に100分の50を乗じた額。

(2) 入場料等の額が3,000円以上のときは、使用料に100分の100を乗じた額。

3 利用時間がやむを得ない理由によりこの表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する料金は、その超過時間が午前9時以前の場合及び正午以降の場合は午前の金額を、午後5時以降の場合は午後の金額を、午後10時以降の場合は夜間の金額を時間割により徴収する。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間を引き続き利用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

4 料理実習室、調理実習室及び調理室の光熱水費加算として、利用区分ごとに所定の使用料の額に1テーブル当たり100円を加算する。

5 窯炉使用料は、素焼1回150円、本焼1回310円を徴収する。

6 使用料に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。